

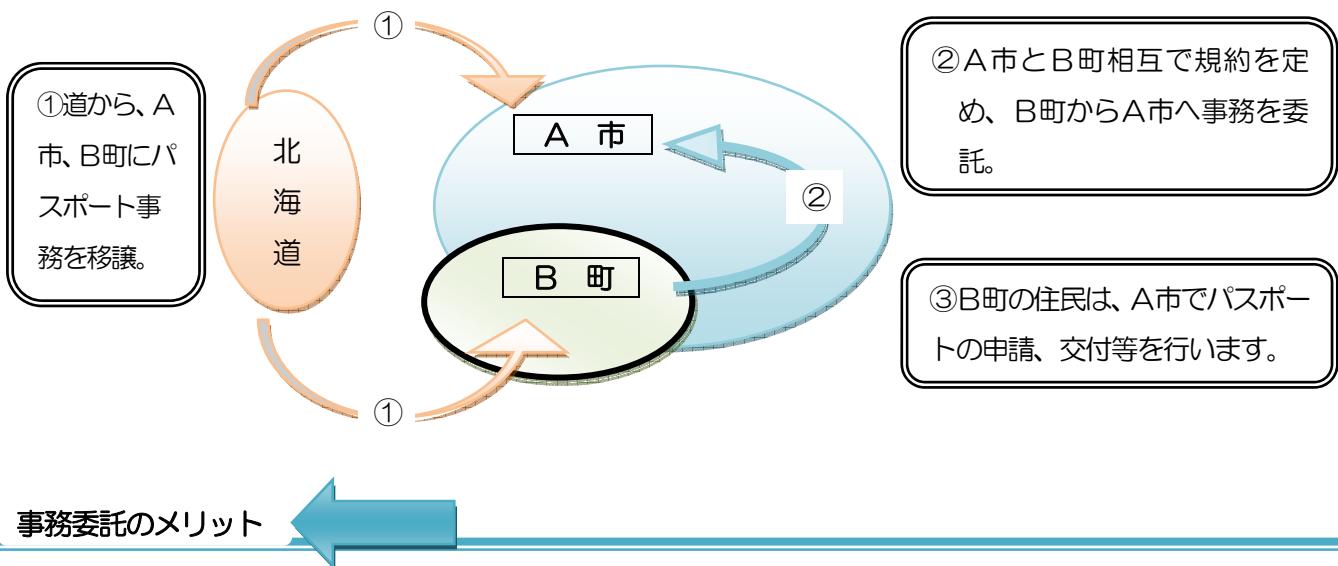
事務委託の取り組みについて

1. 事務の委託とは。

地方自治法第252条の14において、普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる旨規定されています。(詳細下記(1))

2. 旅券法・一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務における事務委託の取扱いについて。

具体的には、①道からA市、B町それぞれにパスポート事務の権限を移譲します。その上で、②A市とB町相互で規約を定め、B町からA市へパスポート事務を委託します。これにより、③パスポート事務の窓口がA市に設置され、A市、B町の住民が、A市でパスポートの申請、交付等を行うことになります。



●B町の生活圏である、A市に窓口を設置することで、B町民の利便性向上につながります。

(通勤や買い物の際に、申請等が可能となります。)

●A市、B町においては、住民に身近なところで事務が可能となるだけではなく、窓口を集約することでより一層、効率的な事務処理が可能となります。

●A市では、中心市街地の活性化につながります。

(参考)

○道外では、新潟県<村上市・関川村（村上市が業務を実施）>、埼玉県<秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町（秩父市が業務を実施）>で、パスポート事務について事務委託の取り組みが行われています。

参 考

(1) 地方自治法抜粋

○地方自治法

(事務の委託)

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

(2～3略)

(事務の委託の規約)

第二百五十二条の十五 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務（以下本条中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- 二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 三 委託事務に要する経費の支弁の方法
- 四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

(事務の委託の効果)

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

道から市町村への事務・権限移譲の状況

H22.2.22 総合政策部 地域主権局 道州制グループ

1. 移譲の状況（特例条例）について

(1) パスポート事務の移譲の追加要望（名寄市、下川町、東神楽町、美深町、日高町の5団体）

H22 年度	赤平市、三笠市、名寄市、東神楽町、東川町、美瑛町、上富良野町、下川町、美深町、猿払村、美幌町、苦小牧市、厚真町、安平町、むかわ町、日高町、音更町、鹿追町、白糠町（19市町村）
H21 年度	深川市、土別市、釧路市、厚岸町、標茶町（5市町）
H20 年度	奥尻町、せたな町、余市町、栗山町、枝幸町、湧別町（旧上湧別町）、浜中町（7町）
H19 年度	千歳市、芦別市、南幌町、稚内市、白老町、広尾町、今金町、滝川市、旭川市、紋別市、平取町、弟子屈町（12市町）
H18 年度	砂川市、登別市、北斗市、遠軽町、新ひだか町、芽室町（6市町）

移譲済（予定含む）
49市町村

(2) 平成22年度の移譲要望の状況

上記(1)を追加した平成22年度の移譲要望の状況は次のとおり

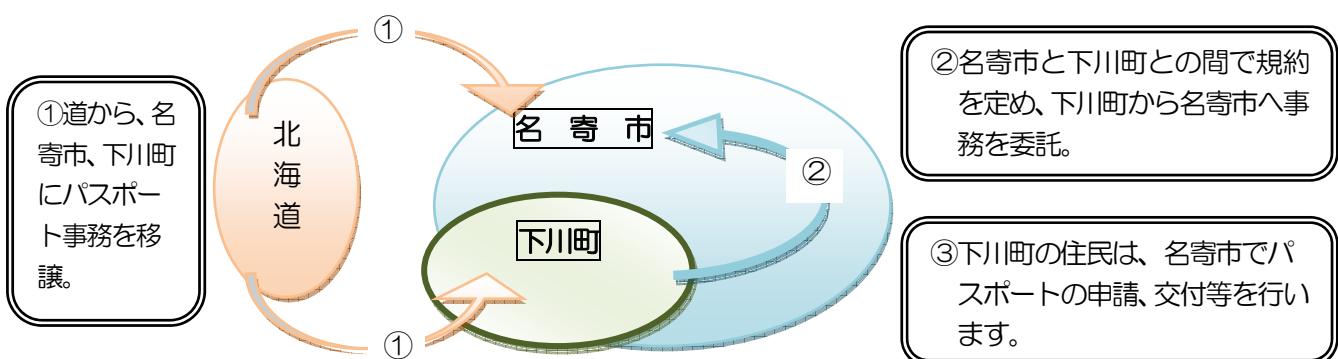
平成 22 年度 移譲要望権限数			平成 21 年度 移譲権限数		
合計	新規移譲	法改正等による追加	合計	新規移譲	法改正等による追加
5, 853	3, 524	2, 329	2, 785	562	2, 223

※新規移譲：市町村が自主的に要望した新規の事務・権限数

※法改正等による追加：既に移譲済みの事務・権限について、法改正等により追加された密接不可分な事務・権限に関する要望数

2. 権限移譲に伴う事務委託の取り組みについて

道から名寄市と下川町にパスポート事務の権限を移譲すると同時に、下川町が名寄市に事務を委託し、パスポート申請の窓口を名寄市に集約する道内で初めてとなる取り組みを検討しています。



事務委託のメリット

- 下川町の生活圏である名寄市に窓口を設置することで、下川町民の利便性向上につながります。
(通勤や通学、買い物の際に、パスポートの申請等が可能となります。)
- 名寄市では、中心市街地の活性化にもつながります。
- 名寄市、下川町においては、住民に身近なところで事務が可能となるだけではなく、窓口を集約することにより、一層効率的な事務処理が可能となります。